

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則

○秋田県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(六・総務課)……………1

○秋田県道路占用規則の一部を改正する規則(七・道路課)……………3

規 則

秋田県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六号

秋田県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、他に特別の定めがある場合を除くほか、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事等(知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて条例等若しくは法令において独立に権限を行使することを認められたものをいう。以下同じ。)に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うための手続等について必要な事項を定めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第二条 条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請等は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を知事等に送信してしなければならない。

一 当該申請等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項その他知事が定める事項(次号に掲

げる事項を除く。)

- 二 当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきこととされている書類等に記載され、又は記載すべき事項
- 三 当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記録され、又は記録すべき事項
- 2 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者(以下この条において「申請等をする者」という。)は、前項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、同項第二号又は第三号に掲げる事項に係る情報の送信に代えて、当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきこととされている書類等又は電磁的記録を提出することができる。
- 3 申請等をする者は、第一項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、同項第二号又は第三号に掲げる事項に係る情報の一部を送信しないことができる。
- 4 申請等をする者は、当該申請等のうち電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名(以下この条及び次条において「電子署名」という。)を要する申請等として知事が定めるものについては、第一項に規定する情報に電子署名を行わなければならない。
- 5 申請等をする者は、前項の規定により電子署名を行うものとしてされている第一項に規定する情報を送信するときは、次に掲げる電子証明書(当該申請等をする者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該申請等をする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。)のうち知事が定めるものを併せて送信しなければならない。
- 一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書
- 二 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十条の八第二項に規定する電子証明書
- 三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書であつて、知事が定めるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める電子証明書
- 6 条例第三条第四項の知事が定める措置は、第四項の規定により行う電子署名その他知事が定める措置とする。
- 7 申請等に関する条例等の規定により複数の同一の内容の書類等を提出すべきこととされている場合において、第一項の規定

により同項に規定する情報が知事等に送信されたときは、当該申請等に必要多数の書類等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第三条 条例第四条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行う処分通知等は、知事の定めるところにより、当該処分通知等を受ける者の承諾を得て、当該処分通知等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を処分通知等を受ける者に送信してするものとする。

- 2 知事等は、条例第四条第一項の規定により行う処分通知等のうち電子署名を要する処分通知等として知事が定めるものについては、前項に規定する情報に電子署名を行うものとする。
- 3 知事等は、前項の規定により電子署名を行うものとされている第一項に規定する情報を送信するときは、電子証明書(当該知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該知事等に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。)を併せて送信するものとする。
- 4 条例第四条第四項の知事が定める措置は、第二項の規定により行う電子署名とする。
- (電磁的記録による縦覧等)
- 第四条** 条例第五条第一項の規定による電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類等の縦覧等は、知事の定めるところにより、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、又は当該事項を記載した書類を知事等の事務所に備え置く方法により行うものとする。
- (電磁的記録による作成等)
- 第五条** 条例第六条第一項の規定による電磁的記録の作成等は、知事の定めるところにより、当該作成等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。
- 附 則**
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十九年三月二十日から施行する。
- 2 (知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)
- 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。
- 第二条の見出しを「(公開請求書の様式等)」に改め、同条

第一項中「の規定による公開請求」を「に規定する公開請求書の様式」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「公開請求書をファクシミリ装置を用いて送信する方法」に改める。

3 秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用

の規定により電子情報処理組織を使用して条例第四条第四項の旅行命令簿等の提示をする場合には、知事の定めるところにより、当該旅行命令簿等に記載すべきこととされている事項に係る情報を旅行者に送信してするものとする。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の二 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用

の規定により電子情報処理組織を使用して条例第十五条第一項の請求書の提出をする場合には、知事の定めるところにより、当該請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報を支払担当者に送信してしなければならない。

4 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成八年秋田県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「令」を「第四条第一項において「令」に改め、「平成八年農林水産省令第三十一号」の下に、「以下「省令」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 省令第八條第一項の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 省令第八條第一項の申請書には、申請者が代表者である場合は、その権限について法第十三條第二項の規定による協定に参加している者の全員が合意したことを証する書面を添付しなければならない。

(認定協定に係る事項の変更の認定に関する申請書の様式等)

第三条 省令第八條第二項において準用する同条第一項の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 省令第八條第二項において準用する同条第一項の申請書には、申請者が代表者である場合は、その権限について法第十三條第二項の規定により認定を受けた協定に参加している者の全員が合意したことを証する書面を添付しなければならない。

第四条中「認定協定廃止届(様式第三号)」を「別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 省令第九條の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 第三条第二項の規定は、省令第九條の申請書について準用する。

(措置の申出に関する申請書の様式等)

第六条 省令第十條第三項の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 第三条第二項の規定は、省令第十條第三項の申請書について準用する。

第七条から第十条までを削る。

第十一条の見出し中「の方法」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「までに」の下に、「別に定める様式による報告書により」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が法第八條第二項の規定による公表をした場合は、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに、当該陸揚げした日までの期間に係る採捕の数量を集計し、当該陸揚げした日から五日以内に行うものとする。

第十一条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七條第三項の規則で定める者は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六條第二項に規定する小型機船底びき網漁業(小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一号に掲げる手練第一種漁業に限る。)
- 二 漁業法第六條第三項に規定する定置漁業
- 三 秋田県漁業調整規則(昭和三十九年秋田県規則第二十五

号)第七條第一号に掲げるかご漁業

四 秋田県漁業調整規則第七條第十二号に掲げる小型いかつり漁業

2 法第十七條第三項の規定による報告をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 報告をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 採捕に係る漁船の登録番号(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十六條に規定する登録番号をいう。次条第一項第二号において同じ。)及び船名
- 三 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日

第十一條第四項を削り、同条を第七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(漁獲努力量等の報告)

第八條 法第十七條第四項の規定による報告をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 報告をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業に係る漁船の登録番号及び船名
- 三 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業の日

法第十七條第四項の規定による報告は、まがれいに係る二月一日から三月三十一日まで及び九月一日から十月三十一日までの期間における漁獲努力量について行うものとし、当該期間の各句ごとに、当該句において行った漁ろう作業に係る第二種特定海洋生物資源知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、当該句の次の句の末日までに、別に定める様式による報告書により行わなければならない。ただし、知事が法第八條第二項の規定による公表をした場合は、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲努力量による管理の対象となる期間の末日までの間は、当該公表に係る漁ろう作業の終了後最初にいずれかの港に入港した日ごとに、当該入港した日までの期間に係る漁獲努力量を集計し、当該入港した日から五日以内に行うものとする。

第十二條及び様式第一号から様式第七号までを削る。

(秋田県港湾施設管理条施行規則の一部改正)

秋田県港湾施設管理条施行規則(昭和三十四年秋田県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ところにより、」を「様式による」に改め、同条第二項を次のように改める。

5

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2 前項の申請書には、港湾施設用地を使用する場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該港湾施設用地の位置図
- 二 当該港湾施設用地の面積計算書
- 三 当該港湾施設用地に構築物を設置する場合にあっては、当該構築物の構造図
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第一条第三項及び第四項中「ところにより、」を「様式による」に改め、同条第五項を削る。

第二条中「ところにより、」を「様式による」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、使用の権利の承継を証する書類を添付しなければならない。

第十一条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に、「ところにより、申請書」を「様式による申請書」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(秋田県入港料徴収条例施行規則の一部改正)

6 秋田県入港料徴収条例施行規則(昭和五十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

第七条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

秋田県道路路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七号

秋田県道路路占用規則の一部を改正する規則

秋田県道路路占用規則(平成二年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(法第三十二条第二項の申請書の添付書類)」に改め、同条中「(以下「申請書」という。)」及び「の各号」を削り、「添付して」の下に、「これを」を加え、同条第二号中「以下」を「第四号及び第十四条において」に改める。

第三条の見出しを「(占用許可の更新の申請の提出期限等)」に改め、同条中「までに、」の下に「法第三十二条第二項の」を加え、「の各号」を削り、「添付して」の下に「これを」を加える。

第四条の見出しを「(変更の許可の申請の提出期限等)」に改め、同条中「までに、」の下に「同条第二項の」を、「添付して」の下に「これを」を加える。

第五条第二項中「道路路占用許可権利譲渡(貸与)申請書(様式第一号)」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第六条第一項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第二項中「道路路占用許可地位承継届(様式第二号)」を「別に定める様式による届出書」に改め、「添付して」の下に「これを」を加える。

第七条の見出しを「(住所等の変更の届出)」に改め、同条中「あつて」を「あつて」に、「住所等変更届(様式第三号)」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第八条の見出しを「(工事着手の届出)」に改め、同条中「道路路占用工事着手届(様式第四号)」を「別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これ」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 工事の工程表
- 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十七条第一項の規定による所轄警察署長の許可証の写し

第九条の見出しを「(工事完了の届出)」に改め、同条中「道路路占用工事完了届(様式第五号)」を「別に定める様式による届出書に当該占用に伴う工事の施行に係る別に定める写真を添付して、これ」に改める。

第十条中「行つて」を「行つて」に、「様式第六号」を「別記様式」に改める。

第十一条の見出しを「(占用期間の満了又は占用の廃止の届出)」に改め、同条中「道路の」を削り、「場合」を「とき」に、「道路路占用期間満了(廃止)届(様式第七号)」を「別に定める様式による届出書」に改める。

様式第一号から様式第五号まで及び様式第七号を削り、様式第六号を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄